各自治体での条例における市民の役割及び事業者・行政の責務の抜粋

自治体名	市民(道民等又は消費者)の役割	事業者等の責務	行政の責務
北海道	1 道民は、食品の消費に際し、その安全	1 生産者等は、関係法令を遵守するとと	1 道は、前条に定める基本理念にのっと
	性を損なうことがないよう適切に行動し、	もに、その事業活動に係る食品その他の物	り、食の安全・安心に関する施策を総合的
	並びに食品の安全性、食生活、地域の食文	が道民の生命及び健康に直接影響を及ぼ	かつ計画的に実施する責務を有する。
	化等食の安全及び安心に関する知識及び	す責任を自覚し、自主的に食品の安全性の	
	理解を深めるよう努めなければならない。	確保に取り組まなければならない。	2 道は、食の安全・安心に関する施策を
			推進するに当たっては、国、他の都府県及
	2 道民は、国等の施策及び生産者等の取	2 生産者等は、その事業活動に係る食品	び市町村と緊密な連携を図らなければな
	組に対し食の安全・安心に関する意見を表	その他の物に関する正確かつ適切な情報	らない。
	明し、又は提案し、並びに国等の施策に協	の道民への提供を積極的に行うよう努め	
	カするよう努めるものとする。	るとともに、国、道又は市町村が実施する	
		食の安全・安心に関する施策に協力しなけ	
		ればならない。	
	1 都民は、食品の安全の確保に関する施	1 事業者は、その事業活動に関し、自主	都は、前条に定める食品の安全の確保に
	策について意見を表明するように努める	的な衛生管理を推進する責務を有する。	ついての基本理念にのっとり、第二章に定
東京都	ことによって、食品の安全の確保に積極的		めるところにより食品の安全の確保に関
	な役割を果たすものとする。	2 事業者は、自らが取り扱う食品等又は	する施策を総合的かつ計画的に推進する
		生産資材の特性に応じた食品の安全の確	責務を有する。
	2 都民は、食品の安全の確保に関する知	保に係る知識の習得に努めなければなら	
	識と理解を深め、食品の選択に際し自ら合	ない。	
	理的に行動できるよう努めるものとする。		
		3 事業者は、自らが取り扱う食品等によ	
	3 都民は、食品の安全の確保に関する都	る健康への悪影響又は生産資材が食品等	
	の施策に協力するよう努めるものとする。	に用いられることによる健康への悪影響	

が発生し、又はそのおそれがある場合に は、当該悪影響の発生又は拡大の防止に必 要な措置を的確かつ迅速に講ずる責務を 有する。

- 4 事業者は、自らが取り扱う食品等又は 生産資材に関連し、食品の安全の確保に関 する情報の正確かつ適切な提供及び公開 並びに積極的な説明に努めなければなら ない。
- 5 事業者は、第三項に規定する措置及び 前項に規定する情報の提供等に資するた め、食品等の生産、製造、仕入れ、販売等 に係る必要な情報又は生産資材の製造、輸 入、販売等に係る必要な情報の記録及びそ の保管に努めなければならない。
- 6 事業者は、食品等への表示を行うに当 たっては、正確かつ分かりやすい表示に努 めなければならない。
- 7 事業者は、前各項に定めるもののほか、都が実施する食品の安全の確保に関する施策に協力する責務を有する。

	1 消費者は、基本理念にのっとり、その	1 事業者は、基本理念にのっとり、食の	1 市は、前条の基本理念にのっとり、食
	自主的な活動により、食の安全・安心の確	安全の確保について第一義的責任を有し	の安全及び食の安心の確保に関する施策
	保に関する知識及び理解を深めるととも	ていることを認識し、事業活動を行う責務	を、総合的かつ計画的に実施する責務を有
	に、市の施策について意見を表明するよう	を有する。	する。
	努めることによって、食の安全・安心の確		
名古屋市	保に積極的な役割を果たすものとする。	2 事業者は、その事業活動に関し、自主	2 市は、食の安全・安心を確保するため、
		的な衛生管理を実施する責務を有する。	国及び他の地方公共団体との情報の交換
	2 消費者は、市が実施する食の安全・安		及び連携協力を図り、広域的かつ効果的な
	心の確保に関する施策に協力するよう努	3 事業者は、市が実施する食の安全・安	施策を実施する責務を有する。
	めるものとする。	心の確保に関する施策に協力する責務を	
		有する。	
	市民及び観光旅行者等は、次に掲げる役	1 食品等事業者は、基本理念にのっと	1 本市は、基本理念にのっとり、食の安
	割を積極的に果たすものとする。	り、自ら取り扱う食品等による人の健康に	全安心施策を総合的に策定し、及び実施す
	(1) 食品等の安全性を確保するために必	係る被害の発生及びその拡大を防止する	るよう努めなければならない。
	要な知識を持ち、その重要性について	ため、自主的に、食品等の衛生管理その他	
	理解を深めること。	の措置を講じるよう努めなければならな	2 本市は、食の安全安心施策の策定及び
	(2) 本市が実施する食の安全安心施策に	l',	実施に当たっては、市民及び観光旅行者等
	意見を表明するとともに, これに協力	2 食品等事業者は、自ら取り扱う食品等	の意見を適切に反映するよう努めなけれ
京都市	すること。	の安全性に関する知識の修得に努めなけ	ばならない。
		ればならない。	
		3 食品等事業者は、自ら取り扱う食品等	
		に関し, 正確かつ適切な情報の提供に努め	
		るとともに、当該食品等に関する事項の表	
		示をするに当たっては、その内容を明確か	
		つ平易なものとするよう努めなければな	
		らない。	

4 食品等事業者は、本市が実施する食の	
安全安心施策に協力するよう努めなけれ	
ばならない。	